エネルギー価格高騰対策LED照明器具導入支援補助金

よくある質問リスト

補助金全般について

- 問 1 補助の対象となる LED 照明器具はどのようなものか。
- 答1 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす LED照明(トップランナー基準を達成したLED照明)で、補助対象経費の 総計が、10万円以上である事業が補助の対象になります。
- ※固有エネルギー消費効率がトップランナー基準目標値である以下の条件を満たしていること。
 - (光源色が昼光色・昼白色・白色の場合) 100ルーメン/ワット以上であること。
 - (光源色が温白色・電球色の場合) 50ルーメン/ワット以上であること。
- 問2 国や県など他の補助金等の併用は可能か。
- 答2 本事業は国費を充当し実施しているため、原則併用不可です。
- 問3 事業所が市内に複数あるがそれぞれ申請可能か。
- 答3 市内にある事業所は補助の対象となりますが、申請は1事業者につき1回のみとなります。複数の事業所で補助対象設備を導入する場合は、まとめて申請してください。
- 問4 申請受付の期間について知りたい。
- 答 4 申請受付は令和6年 5 月 8 日(水)午前8時30分から令和6年12月27日(金)午後5時15分(必着)までです。なお、予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間であっても受付を終了します。

補助対象者について

- 問 5 補助の対象となる中小企業者の定義について教えてください。
- 答 5 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定される 事業者のうち、市内に事業所を有するもの、もしくは市内で事業を営むものを いいます。

問 6 特定非営利活動法人(NPO)などは、資本金(出資金)又は従業員の基準 を満たせば中小企業基本法上の中小企業に該当するか。

答 6 以下のとおりとします。(中小企業庁HP内 FAQ「中小企業の定義について」より)

該当する	• 農家(個人農家)
	•農家(農業法人 ※会社法の会社又は
	有限会社に限る。)
	• 医者(個人開業医)
該当しない	• 医者(医療法人)
	• 社会福祉法人
	• 特定非営利活動法人
	• 一般社団、財団法人
	• 公益社団、財団法人
	• 学校法人
	• 農事組合法人
	• 有限責任事業組合(LLP)
	•組合(農業協同組合、生活協同組合、
	中小企業等協同組合法に基づく組合
	等)

問7 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定される事業者のうちどの業種に分類されるのかを判断する方法を教えてください。 答7 中小企業庁 HP 内にある、FAQ「中小企業の定義について」の Q4 をご参照ください。

問8 中小企業基本法第2条第1項で規定する従業員数とはいつ時点で判断すればよいか。

答8 交付申請を行う日における市内外含む企業全体の従業員の数で判断してください。

問9 中小企業基本法第2条第1項で規定する資本金の額等は、どのように判断 すればよいか。

答9 企業全体の資本金の額をご確認ください。

問 10 本店は市外にあり、事業所が市内に所在する場合は、補助の対象となるか。

- 答 10 市内の事業所において事業を実施する場合は、補助の対象となります。 なお、市外の事業所等は補助の対象外となります。
- 問 11 賃借している事業所に補助対象設備を設置する場合、補助の対象となるか。
- 答 11 所有する市内事業所に設置されている既存照明器具を LED 照明へ更新する場合のみ、補助の対象となります。
- 問 12 所有する施設を賃貸している(ビルオーナーや不動産賃貸業を営むもの等)が、賃借先に使用させている機器の更新は対象となるか。
- 答 12 所有する施設の賃貸を事業としており、賃借先に使用させている機器を 更新する場合は、対象になります。ただし、補助対象機器は、市内の事業所 において事業の用に供する必要があるため、 賃借先が事業所ではない場合 (賃貸用アパート等の居住の用に供する施設) は対象となりません。
- 問 13 所有する施設を賃貸している(ビルオーナー、不動産賃貸業を営むもの等)が、共用部分や管理人室の器具の更新は申請の対象となるか。
- 答 13 事業の用に供する事業所における共用部分や管理人室については補助の 対象となります。しかし、居住の用に供するマンションやアパート等は補助 の対象外となります。
- 問 14 複数の事業を営んでおり、個人事業主と法人を掛け持ちしている場合は 両方補助の対象となるか。
- 答 14 1 事業者につき 1 つの申請となりますので、個人事業主と法人が独立した別の事業者であり、補助要件を満たす場合はそれぞれが補助の対象となります。

補助対象事業について

- 問 15 照明器具の工事をすでに行ってしまった場合は補助の対象となるか。
- 答 15 工事に着工等する前に交付申請を行う必要があるため、補助の対象外です。
- 問 16 中古品は補助の対象になるか。
- 答 16 補助対象の設備は設置前に使用されていないものです。そのため、補助の対象外となります。

- 問 17 リース品は補助の対象になるか。
- 答 17 補助の対象外となります。
- 問 18 今ある LED 照明設備を交換する場合は補助の対象になるか。
- 答 18 既存の LED 以外の照明器具を LED 照明器具に交換することが条件となるため、補助の対象外となります。
- 問 19 建築物の増築や改築工事に伴い、新規に LED 照明器具を増設する場合は、補助の対象となるか。
- 答 19 対象外となります。既存の照明器具(LED 照明器具以外)から LED 照明器具へ入れ替えを行う場合が補助の対象となります。
- 問20 工事の必要のない電球や蛍光管交換のみの場合は補助の対象になるか。
- 答 20 照明機器そのものの入れ替え及び、入れ替えに伴う安定器の撤去やバイパス工事等が伴うものを指します。設置工事を伴わない、単なる照明器具の交換作業のみの場合は補助の対象外となります。
- 問21 事業所と住宅が一体である場合は補助の対象となるか。
- 答 21 導入する機器を事業の用に供する場所に設置する場合は、補助の対象になります。そのため、導入場所が事業用スペースであることが分かるように、写真や図面等をお示しいただく必要がございます。
- 問 22 事業所敷地内に設置する屋外照明器具を更新する場合は補助の対象となるか。
- 答 22 「市内の事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器」ということが確認できれば、補助の対象となります。※外壁に設置されている看板を照らす照明器具など。

補助対象経費について

- 問23 補助の対象となる経費について教えてほしい。
- 答 23 機器の購入費及び工事に係る経費とします。なお、「消費税及び地方消費税額」、「既存機器の処分に係る費用」、「その他の補助対象機器の設置作業に直接関わらない経費」、「補助対象経費のうち補助対象者の自社製品、自社施工に係る調達分又は関連事業者からの調達分(施工を含む。)において、利益等が排除されていない経費」については含まないものとします。

- 問24 自社製品を導入した場合は 補助の対象になるか。
- 答 24 自社製品又は、関連事業者に係る調達分について、 利益等が排除されていない経費は対象外となります。利益等を排除した 経費が明らかになる根拠の書類のご用意いただき、申請してください。
- 問 25 自社施工した場合は、その施工費用は補助の対象になるか。
- 答 25 自社施工又は、関連事業者に係る施工については、利益等が排除されていない経費は対象外となります。利益等を排除した経費が明らかになる根拠の書類をご用意いただき、申請してください。
- 問 26 関連事業者とは。
- 答 26 連結子会社を含むグループ会社のことを指します。

補助金額について

- 問27 交付される補助金額について知りたい。
- 答 27 市が交付する補助金の額は、補助対象経費の1/2の額又は30万円のいずれか低い額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とします。なお、補助対象経費が10万円以上の事業が補助の対象となるため、最小で5万円、最大で30万円の補助となります。

申請書類全般について

- 問 28 契約書や領収書等の各種添付書類の名義は同じでなくてもよいか。
- 答 28 ご提出いただく契約書や領収書等は事業者名義である必要があります。 ご提出いただく書類の名義はそろえていただきますようお願いいたします。
- 問 29 提出書類として現況写真が必要だが、受け取り不可となる場合はどのような写真か。
- 答 29 不鮮明、設置前後の写真において、照明器具の一部が見切れてしまっている、モノクロ写真の場合等があげられます。
- 問30 実績報告書はいつまでに提出しなければならないか。
- 答30 令和7年2月28日(金)午後5時15分(最終期限)までとなります。 最終期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなりますので、ご注意く ださい。

- 問31 ローン支払い等により、領収書が出ない場合はどうすればいいのか。
- 答 31 補助対象設備の設置にかかる経費の支払いを受けた事業者が支払い証明書を発行してください。
- 問32 4月中に着工予定の工事があるが申請は可能か。
- 答 32 令和6年4月1日(月)~5月31日(金)までに工事に着手した事業 又は着手する予定の事業は、着工日等証明書のご提出をいただくことで、 申請が可能となります。※着工日等証明書を添付して申請を受け付ける期 間は、令和6年5月31日(金)午後5時15分までとします。